

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま

# 固定価格での買取期間が、 2019年11月以降 順次、満了します。

## 固定価格買取制度についての大切なお知らせ

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、  
余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、  
2019年11月以降順次、買取期間の満了をむかえます。

 電力会社から個別に通知書が届きます。

2009年以降に  
太陽光発電で  
売電をしているみなさま



太陽光発電についての  
大切なお知らせです。

現在電力を買取っている電力会社から、



**買取期間満了通知が  
届いたらご確認ください。**

## 誤った情報や、誤解を招く表現にご注意ください。

買取期間の満了に伴い、契約変更や売電に関する勧誘・セールスが急増することが予想されます。誤った情報や誤解を招く表現に惑わされず、正しい情報を得ることが大切です。**なお経済産業省を名乗る不審な電話にご注意ください。経済産業省からご対象者へ直接連絡することはございません。**

### 事例1

0円買取となるため、蓄電池を付けなければ損をすることになる。



0円買取になることはほぼありません！

一時的に余剰電力の買手が不在（小売電気事業者と無契約での逆潮流）になると0円で引き受けるケースが生じる可能性があります。しかし、新たな単価で売電先と契約を結ぶ限り、一般には0円買取になるケースはないと言えます。



### 事例2

現在買取を行う電力会社は買取終了のため、当社と契約しなければ損をする。



売電できる事業者は複数あり、自家消費や蓄電の選択肢もあります！

買取期間満了後、余剰電力の買取を表明している事業者は複数あり、また電気自動車や蓄電池と組み合わせると自家消費をすることもできますので、特定の1社と売電契約をしなければ必ず損をするということはありません。

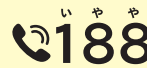


不安になったら、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。

事例にあるような事実と異なることを言われた



迷惑な勧誘をされた



188 消費者ホットライン

お近くの消費生活センターまたは消費生活相談窓口をご案内します。

## 固定価格での買取期間は10年間です。

住宅用太陽光発電の余剰電力は、**固定価格での買取期間が10年間**と定められていることから、**2009年11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、2019年11月以降、10年間の買取期間を順次満了**していくことになります。

※2009年12月より売電開始した方は2019年12月、2010年1月より売電開始した方は2020年1月に買取期間が満了するなど、売電開始時期によって買取期間満了時期は異なります。

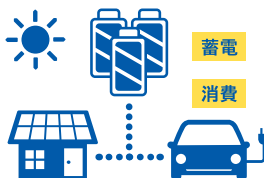


## 買取期間満了後はどうすればいいの？

買取期間満了後は以下の選択肢があります。

### ① 自家消費

電気自動車や蓄電池・エコキュート等と組み合わせて自家消費



蓄電

消費

蓄電

家庭用蓄電池に発電した電気を蓄え電力を増やす

消費

電気自動車の動力等に発電した電気を使う

昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。また電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけでなく、家庭の電気製品などの電力として使用することができます。

### ② 相対・自由契約

小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電



売電

従来通り小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買い取ってもらうことができます。今後様々な事業者から発表される買取メニューをご確認いただき、買取期間の満了までに、ご自身の希望に合うプランを選択してください。

詳しくは資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト(どうする?ソーラー)またはお問合せ窓口まで

住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト

どうする?ソーラー



お問合せ窓口

0570-057-333

受付時間 平日 9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始は除きます)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。